文伸5
2-664

又5
2664
特

明治四十年九月廿三日
朝倉亀三氏寄贈

高橋藏書

野史後

世のうつりかはりてこんそもの多きを不堪其利つ
ゝきの所の淺倉孫右衛門と名のりて辛ひ深き其身
なるを思ふに一人の男子出家なりて三井寺
にて親に授ける數珠香の袋を贈る源行
今は学徒をすゝめて尾張の提灯和尚とて一流の黄號
大地乃行脚となりて寺領を擔家も多く豊
なるふ業一所に定住なふ事と二三人口乃合
力をうけて安樂なる境遇と成り大隱は市井に隱るゝと
なる世〳〵を経つゝ人々網雲橋喪

長屋借りておのづから浮世のことも耳の遠き姿く
一人飯焚く為に米噌ふ汁舞食を喰ひ酒を飲枕を
曲て枕し日に夜の月から外淋しさ習ふ女継給を以へ
[illegible]みよ[illegible]と[illegible]し綻し[illegible]掛け縄の簾押且毎
てそつる顔を小役者の九代目[illegible]久夏[illegible]えるんともあ
[illegible]とへ[illegible]と私もふと江戸へ下りまして役ヶ輪の
せり合しとはいふして何故それぞれ出入の
旦那殿から江戸日本橋小[illegible]の若狭しく何ぬぞの支
私も乾後の云ひ出す事日常々外事を[illegible]ひ[illegible]
[illegible]とも立派し[illegible]集ふと[illegible]あへす

なりおりて落ぶれ[illegible]稲田所[illegible]いかりを静かなる
[illegible]野開[illegible]と中[illegible]醫師の見[illegible]みあ[illegible]より[illegible]て
是[illegible]遠留[illegible]形後に馬[illegible]りから[illegible]る[illegible]まて
他[illegible]をする私も[illegible]の[illegible]不日内[illegible]もみれ
寺[illegible]の毎[illegible]来て[illegible]て[illegible]し[illegible]何を[illegible]
演釈して[illegible]もて下されと申したまへ是は古[illegible]
春[illegible]先生といふ儒者の[illegible]まで早十六士編と[illegible]
漢て[illegible]とて[illegible]のり振り[illegible]て[illegible]されす[illegible]
[illegible]も肝の[illegible]まつて先あれ赤穂の[illegible]敵[illegible]は古今
[illegible]稀なる忠義とて林大学[illegible]詩を作り上天

無意助志誠にて惜しき流れ之中絶の事紀氏
義信の未丹教てさもいかゝ稱父孫文宣彰両後
を義人孫を編く行乃大儒まも始孫計忘るゝ
仕方と当感心して立耳庵こゝふ太宰後主人新て
かたつく大きな世ゝ惜やう見いまあこゝふ〜た
ゝ曾ゝ行るこれ学問の筋いあまつともちゝふ知て出たり
ますあなたゝ若赤穂家へ仕へて内ゝ人ゝ中ゝ
敵討乃お使ゝ行は為ゝ庵そまひまこゝたつく
一人籠城もなるまじ 赤穂へ切腹もいさまいすす
まし敵討のゝ沒て理屈も人ゝ清ゝます庵ひゝ大要

九郎兵衛と同者ふ人ゝ面へ登仕てゝるこゝりませこゝふ
仕合なる仕方やと存らますそ行るまま不忠議ゝたちゝ
ちゝと書捨て世ゝひまゝこゝたちゝ〜ませとて知そを
よあは

人生朝不謀夕誰知吉良子之不死以待明年之冬乎
郷使吉良子之不及明年之冬死則赤穂士何所成其
功乎云云

まゝ此来に若そ庵その内ふ敵ゝ死ゝこゝハ日千六士ゝ侍と
成ゝ屍ふ敵ゝたまて い天下乃笑ゝ〜やと書まゝ
たゝこゝ〜ゝゝゝゝ曾て おさりゝ中そそ人の命ゝ新まゝ

まさとおもふ常にてござれども老ふして変てござる
傾きたる世を万事改まへ立て楽しく八人に恨を
かされませぬ縁組の約束も成ませとも梶や梯の
継目も致ませぬうちも召年七年あまその敵討すは
延引の事りもあろうけれども日ごろの年あまりて
見合したい何卒討捨しましたと時節を伺ひ際を窺
ふの大守殿の了簡ては世上ニ相切返て勝ても
負ても元場て死ぬるもの事覚よりの未練にも者相
ないそれませぬ早見四十七士の本意を合点なされこ
なんとしても存ずる元禄也殿の恨怨を多くか孫

吉良殿をお討て我も死ぬえより家も潰さうと仇々て討
みて斬ります事たる在所おきて次第其事に死
主の家を亡し肝心の敵は生て居るハ見ぬ念骨髄
に徹る如く識に家来は恨を含み方々無事忠臣の心思ひ
妻も無く此敵討を仕せました程其外を我て家も義計をも
ととく大の遠付猶に偽して来て此方もまり死ての不覚
ては吉良殿が天下泰平おそろしく沢相するに抗議
殿の事は語て猶々本意は叶ひませり是忠臣の本意
とはいわれませんて傾ひ継い胡敵追討の討手を家よりら
大将の若敵の病死して八功も立ぬとて革勢も整ふ

備まきふるす二隊近ふ敵國へ切入討死してのあとに
志信也てて感てこそ国せこそ見てて天下共知る
古考るされてからふしませ史よりいとくと勢を務へ
必勝の謀を定めく敵を攻入あやまてて敵の
首をとて宸襟を休めるる忠信の方てありさて
あまてて若を用ふ敵の奉死たこそ討をるやし近
乃事大将の加りい成信をよし務員に加へ切
迫て死い部屋てふの義を立ると中ねのやまさる敵を
討ると迫く孫ふい若のこめと中その忠信国を立てて
名を潔ようせたと中もこそ部屋に拵て天比作を拳ぬ心

忠信の城にかくるさこそなの身の為ふ位ると若のまあ
ふまるといさちてこそりませこそ又是を賢の扉ふ
敵さい親兄をと報ふさ敵根よこへさるるこ早二士は
古の為をと部将むすいにかしもこそりませぬ主人の切
腹いを人乃後恩かく涙ふ吉良殿ふいせるまぬ真
亡を外をこを是をまるんと送念を残て泉下に
恨を休めく為乃働く夫泉寺まて多四て仕こふさ
跡の首ハこ方ふ敵せく寺僧へ渡へ又を祝ふ為乳て
首小雛云中たまいる貴の也をふ礼中と内義助の
此乃日見私の恩を義を立る必伐出ぬるされこて

厩小舎人つかのゝ元の根ひ[illegible]吳子屠者といふ[illegible]泥の遠ひて
こさり[illegible]を結て身ふを絶[illegible]ぬ人[illegible]を惡
口とは名別の遠ひ[illegible]の腸のゝ汗ゝ出[illegible]
[illegible]の内ふ吉良殿ゝ病死[illegible]ふ浅野殿も[illegible]ふ
泉下は鬼也[illegible]て仕ひ[illegible]の根ゝ散[illegible]
[illegible]ゝ敵も[illegible]吏のゝ[illegible]弱死せゝと[illegible]と腸
[illegible]四十六士の胸は内を[illegible]の[illegible]
[illegible]ゝとゝらゝといふ[illegible]の業ゝ[illegible]

又

赤穂侯之死非吉良子殺之則吉良子非赤穂侯

之讐良雄等何得殺之

又

神祖之法殺人於朝者死赤穂侯之於吉良子傷之
而已是其罪宜不死而國家賜之死則其刑過
當也

サアノ〳〵[illegible]ゝ合点ゝ[illegible]ぬ吉良殿ゝ切[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]の切腹を[illegible]
殿ゝ報[illegible]ぬ[illegible]ゝ知ゝ事ゝ[illegible]
報ゝゝ敵を討といふて[illegible]ぬ[illegible]
[illegible]泉下乃恨を[illegible]

あるいは御の合点行かぬいとうたがさて嘗さてこさりま
すと申者の死も咎るき者と仕報ひ申ことそもたさるを
ませぬ拵殿中て忠極大礼の白云る家の屋ふと白昼
の人中て斬くさうこと自身ふ法て居くて
こさり面せうて祈ひ せうと申ま自殺の元始は
えすると知る事自分ふ死ぬと仕云て死ぬこと遠ひ中
文を家臣ふ咎ちき者と仕報るまいと恨む不てハ
こさりまを又人を胡乱ふ報ふ者とり死刑ふも
限りまてまひ咎ふ申くい死刑の者仕事上の仕器を
なせ吉良殿へ成ますこと仕て元事 けうりてはるく

忠義大礼の日他の非道とも様すへき職を取りて
刃て同職の人を斬て改め法むる殿中を無ま汚し
申るい咎いう拵申くはるの数たもて事てこさり面する
一言はは御ふ成ますひたとへ又仕咎ふおく申ること
ても臣ふ居ふすい者面ふ仕恨中さぬ者乃事殺る
を亡者の遺志ーやとて家中ハ天下ふ引ていること
遅居ふてのもあると申拵法て取ふ殺
さる面すまひ又古今事度の面流を出して日本仕者ち
胡延ーや忠義を諸家の者てなるひるくいちるく
事とこさるとませうう今日知くく忠義と浅野殿と

若信不編書いたさり申せぬ御智度は曾我小源太
殺害ニ付公儀へ引渡と申はまてせ〻ら吉良殿を
討てくるまてと申されまて〻ら吉良殿なてはらふ〻よ
せる

又

不如死二十赤穂城　此事い今番の腰ぬけ申〻ま〻り

又

既不能死二十赤穂城則當趣往東都率其部伍以攻
吉良子克之亦死不克亦死均之死而已可以塞責
云云

茶の湯ふ吉良殿いたさんめ談てるひ討殺ハなるひを
ちて〻ま〻又ま〻ては吉良殿を切て死ぬ〻い面目無
言ぬ〻ま〻ふてれよりて〻て談を討者い何年て
仕損をぬ討ぬ〻せ〻と存〻ん諸藩い厳深ふて形を
つ〻剛ま隠ま拵ぬ下り殺て敵ふ近ぬて人を医
ま〻ま半ハ世ら敵の油断ぬと何ひは医を待ぬい諸藩
う茶深と同ハ吉宰殿ぬ乃ら多ぬ〻い見も知恵ま
ら高死ら〻ぬ〻ぬ〻諸藩と智恵ぬて〻は楽切迫
て死ぬるひ〻の事と〻ん人ま〻〻吉冬ま義人を殺
す諸藩を吉宰殿ぬおて い馬鹿ぬ小成て殺るとい

きわひりおそゝきりけしける
彼其志在濟事成功以要名利ニ鄙哉 云云
いかりう是のゝ末ハいふも恥かしひ云作手方情なし
太下界ハ下界ぬひさ事をともうしけさかもし
そらに義を立て大切成命を捨親にも妻子にも
おもそて中にハ六十七十の人もありとゝして利欲の
為ふするにてこさるなりするか上から敷しむる家
乃塵ふ我信ら牢人の身として押込て首代斬行
として上の法規軽ふ罗ねそ死刑ハ自滅なる事
獄門傑ふあふも知れぬ事 是ハ吊ハ士の覚悟の

変て我らハ中ふ及ハぬ事 名利の辱をいとふて家盤
奉る腹切る事 いと申そひ事てこさるを何るかと
法を任り申出さうんとも我身を私ゝに自ら
罪科を得へかふいぬ身しやうゝハ上の法を存ふ不成
ともさいなく下されゝと力を投むして大ま敬ひ存ぬ
上義を待る侍方々の大成生事中くとて いつま乃
儒者殿も誠ふ痛き次の肝要てこそたさまし それ我さ
りしハ評を好てかふいふそてみるふとうすあふくあふと
云ひ事をのつくよひ方への罗箇ハ一ツもきらて辱しめ
らそ根性ハいふしと柄もんゆゑ上箇の人ハ人乃若を

称ゝ美し義むは下ゝ不乃根性の早苗なる人ゝ必人の
義名を称ゝみそまとふるゝて鼻を動ゝき洗ゝ
たるもの也是ハ学問も博識なゝて根性よゝ悪ゝ
あるものゝくなりまるゝ人ゝさもひきゝるひ形ゝ
しハあてこきりまるる自ゝこそ行ゝふとも学問ふ
門人流の内ハ発心うゝく紙屑義へもつまつ物を捧
紙して世間へ出そこはゝふゝ幸私ゝ毎日小便丸
まこそ加茂の白ひも同ゝやらに乃ふ物を捧てこ中を
まつていゝ若悪のまうゝめさゝ日大さるを油そるゝ人いゝ
さるゝを敵まゝゝ ホンニ者そこさておとひ出ゝまゝた

見ハ小田原て求て来りまた法ゝ小便ハ汚さあや
うに敵ゝまゝゝ酒の着ハるされ出せと袖ゝ出物
出ゝて姫ゝあふ此さ南北二日の夢ゝ小便汲てハ
居ゝれ出ぬ事称て寒ゝふよいりませうとゝ行ゝて
門へ出ると見へゝゝゝゝ小便を自ゝの桶へ徒と
きふ是ゝゝ宿を出あ何ハ者そやゝ小便さゝり
荷ひゝくあふさゝてそ詠りきる

横井也有　名時般一名孟明
又名順寧也有と号す
又号暮水蘿隠逸窩知丙亭主掃菴俗称
孫右衛門二子石天明三年癸卯六月十六日卒八十一
尾州爰瀬西音寺に葬

右一巻以安藝安井正頼蔵本写畢
文政八年乙酉皐月　有明

加永元年戊申十二月十九日写竟

右野夫談一冊　待賈堂五一所賜
文久二年臘月十七日　撤齋蔵